

## 奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会 議事概要

1. 開催日時：令和4年12月28日（水） 13：45～14：15

2. 開催場所：奈良県中小企業会館4階 会議室（1）

3. 出席委員：上田委員、緒方委員、杵崎委員、佐々木委員

### 4. 議 題

（1）奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会会長、会長職務代理の選出について

委員互選の結果、会長は上田委員に決定

会長からの指名により、会長職務代理は緒方委員に決定

（2）奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について

審議の結果、条例案を原案どおり改正することを可とすることを議決

審議の概要は以下のとおり

<審議の概要>（ ）内は発言者

（事務局） 「奈良県住民基本台帳法施行条例」別表第1に掲げている事務に、住民基本台帳ネットワークシステムにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務を追加するため、所要の改正をしようとするものである。

（上田会長） 個人番号の利用は、番号利用法の規定により利用できる場合に限ると住基法に規定されているが、番号利用法が「番号利用条例で定めて利用できる場合」と規定しているため、番号利用条例を同時に改正することで、法に基づいて個人番号を利用することができることとなるという認識でよいか。

（事務局） ご認識のとおり。

（佐々木委員） 費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務とあるが、これは、法第63条や第78条の返還等の認識でよいか。

（事務局） ご認識のとおり。

（佐々木委員） 将来的に、マイナンバーと金融機関情報との連携という話が出ているが、それに使用される可能性もあるということではよいか。不正受給で揉めるよりは良いと思うが、もしそうであればそのような使われ方があり得るということも説明した方が良いと考える。

（上田会長） 自由なアクセスが許容される情報とは考えられないので、その際には何らかの措置がなされるのではないかと。

(事務局) 連携が可能となった際には、法令での取扱いを参考にしながら措置することになると考える。

なお、本人確認情報を利用する事務の詳細は規則で定めることとなる。規則案としては、「返還等の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」に使用することを想定している。

(上田会長) 将来可能になった際は、その事務について改めて規則に規定されることになるという認識でよいか。

(事務局) その認識であるが、内容によっては、住基条例や規則での措置は不要で、番号利用条例側での措置になると考える。

(上田会長) 番号利用条例の改正概要に医療情報の確認や公金受取について記載があるが、これは今後できるようになるということか。

(事務局) 医療扶助のオンライン化は来年度末には本格運用が始まると聞いており、今回の条例改正のきっかけとなったものである。公金受取についても前向きに準備が進んでいると聞いている。

#### <表決>

(上田会長) 「奈良県住民基本台帳法施行条例」の一部を改正することを可とする決議をして良いか。

(委員全員) 異議なし。

(上田会長) なお、住民基本台帳ネットワークシステムの利用にあたっては、個人情報保護及びセキュリティの確保に十分努めて頂くことを奈良県知事宛の答申とする。

(上田会長) 議事録については、奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会の議事及び議事録の公開要領第3条において、審議会の議事録その他の資料は原則として公開することとされているので、原則通り公開とする。